

祝日も休まず収集します

可燃ごみ収集

平成16年度より可燃ごみ収集を国民の祝日による休日も休まず実施します。

これは、従来月曜日が休日の場合は、翌日に行い、金曜日が休日の場合は前日に行っていました。が、収集日が不定期であると分かりにくいことと、収集日の間隔が長くなると1日で収集しきれないことがあるため、改善を図るものです。

環境課

☎(84)4686

夏季は水曜日も収集します

7月から9月まで週3回に

可燃ごみ収集は、月曜日と金曜日の週2回実施していますが、夏季にごみの量が増加するため、7月から9月の3か月間は、月・水・金曜日の週3回収集を行います。ごみの出し方のルールを守って、地域の環境美化にご協力をお願いします。

可燃ごみ収集 についてお願い

夏季は、果物等の生ごみが増加するため、ごみから大量の水が絞



可燃ごみの減量にご協力ください

り出され、収集車でごみと汚水を運んでしまうこととなります。清掃センターからも水きりを十分行うよう要望があるため、台所から出る残飯類は三角コーナー等で水を切った後、さらに一押しして水分を絞ってから袋に詰めてください。また、町では生ごみ処理機の購入に対し助成金を交付していますので、各家庭での自家処理にご協力をお願いします。

環境課

☎(84)4686

国保加入・脱退等のときは14日以内に届け出を

国民健康保険制度

国民健康保険は、会社の医療保険（健康保険、共済組合など）に入っていない人が必ず加入しなければならぬ保険です。

次のようなときは、必ず14日以内に届け出をしてください。

住民課

内線338

| | 届け出が必要な場合 | 手続きに必要なもの |
|--------------|----------------------------------|--------------------------|
| 国民健康保険に入るとき | 他市町村から転入したとき | 印かん、他の市町村の転出証明書 |
| | 職場の健康保険をやめたとき | 印かん、職場の健康保険をやめた日付の入った証明書 |
| | 職場の健康保険の被保険者でなくなったとき | 印かん、被保険者でなくなった日付の入った証明書 |
| | 子どもが生まれたとき | 印かん、国保の保険証、母子健康手帳 |
| | 外国人のかたが入るとき(在留期間が1年以上あるかた) | 外国人登録証明書、パスポート |
| | 加入手続きが遅れると さかのぼって国保税を納めていただきます | |
| 国民健康保険をやめるとき | 他市町村に転出したとき | 印かん、国保の保険証 |
| | 職場の健康保険に入ったとき | 印かん、国保の保険証、 |
| | 職場の健康保険の被保険者になったとき | 職場の健康保険証 |
| | 国保の被保険者が死亡したとき | 印かん、国保の保険証 |
| | 外国人のかたがやめるとき | 外国人登録証明書、国保の保険証 |
| | やめる手続きが遅れると 国保負担の医療費を返還させていただきます | |
| その他 | 退職者医療制度の対象になったとき | 印かん、国保の保険証、年金証書 |
| | 住所、世帯主、氏名が変わったとき | 印かん、国保の保険証 |
| | 出稼ぎや長期の旅行に行くとき | |
| | 修学のため別に住所を定めるとき | 印かん、国保の保険証、在学証明書 |
| | 保険証をなくしたり破損したとき | 印かん、身分を証明するもの、破損した保険証 |